



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.okamoto-pat. jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2022 NOVEMBER / 259号

## ★ 音楽教室と著作権使用料 ★

テレビや新聞等で大きく報道されましたから、目にした人は多いと思いますが、音楽教室と著作権使用料をめぐり、10月24日に最高裁で判決がありました。争点が多く、全体の概要を知るだけでも大変な事件です。話題になった争点に絞って簡単にみてみたいと思います。

### 1. 事件の概要

日本音楽著作権協会（JASRAC）は平成30年1月1日から音楽教室1施設当たり受講料収入の2.5%を著作権使用料として徴収すると発表しました。それに対して、音楽教室事業者251名（原告）がJASRAC（被告）に対して請求権不存在確認訴訟を提起しました。第1審では、原告が全面的に敗訴しましたが、第2審では教師と生徒の演奏を分けて考え、教師の演奏については使用料を徴収できるとした一方、生徒の演奏は対象にならないと判断し、使用料の請求ができないとしました。

今回の最高裁判決では第2審判決が維持されました。

### 2. 著作権法の関連条文

**第2条5** この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

**第22条** 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

**第38条** 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

### 3. 主要な争点

- (1) 音楽教室における演奏の演奏主体はだれか
- (2) 音楽教室における演奏が「公衆に聞かせることを目的」とするものであるか

### 4. 音楽教室における演奏の演奏主体はだれか

「公衆」に対するものかどうか判断するための前提として、演奏主体がだれかという判断が必要となります。現実に演奏しているのは、教師と生徒であって音楽教室ではありません。

かつて最高裁は、クラブにおける客のカラオケ歌唱について、著作物の演奏主体は客ではなく店舗営業者であるとししました（クラブキャッツアイ事件）。カラオケ設備を設置し、客を歌唱に誘導し、従業員が設備を操作しているからです。したがって、直接的な著作権使用料支払い義務はクラブにあることとなります。

本件においては、第1審も第2審も教師の演奏についての演奏主体が音楽教室であることについては一致しましたが、生徒の演奏についてのとらえ方では結論を異にしました。第1審では、生徒の演奏は担当教師の指導に従って行い、演奏自体も音楽教室の管理・支配が及んでいるので、主体は音楽教室であるとししました。

「原告らの音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用への原告らの関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供の主体、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、原告らの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は原告らであると認めるのが相当である。」上記最高裁の判断に近いものといえます。

しかし、第2審では、生徒の演奏主体は生徒自身であるとししました。 （裏面へ続く）

「音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けること自体にあるというべきであり、控訴人ら（音楽教室）による楽曲の選定、楽器、設備等の提供、設置は、個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備にすぎず、教師が控訴人らの管理支配下にあることの考慮事情の一つにはなるとしても、控訴人らの顧客たる生徒が控訴人らの管理支配下にあることを示すものではなく、いわんや生徒の演奏それ自体に対する直接的な関与を示す事情とはいえない。」

「被控訴人(JASRAC)は、カラオケ店における客の歌唱の場合と同一視すべきである旨主張するが、……カラオケ店における客の歌唱においては、同店によるカラオケ室の設営やカラオケ設備の設置は、一般的な歌唱のための単なる準備行為や環境整備にとどまらず、カラオケ歌唱という行為の本質からみて、これなくしてはカラオケ店における歌唱自体が成り立ち得ないものであるから、本件とはその性質を大きく異にするものというべきである。」

この点に関して、今回の最高裁は第2審を支持し、生徒の演奏について音楽教室から使用料を徴収することはできないと結論づけました。

「生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものにとどまる。また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の目的を達成することができるように助力するものにすぎず、生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。」

## 5. 音楽教室における演奏が「公衆に聴かせることを目的」とするものであるか

第1審では、次のように理由づけて該当すると判断しました。

「原告らによる音楽教室事業の実態を踏まえると、原告らからみて、その顧客である生徒は「多数」であると認めるのが相当である。」「音楽教室における生徒は、利用主体たる原告らにとって、不特定の者であり、また、多数の者にも当たるから、「公衆」に該当する。」

「音楽教室における生徒の演奏は、原告らの管理・支配下で行われることから著作物の利用主体による演奏と同視し得るところ、自ら又は他の生徒の演奏を聞くことの必要性、有用性に照らすと、その演奏は、公衆である他の生徒又は演奏している生徒自身に「聞かせることを目的」とするものであると認めるのが相当である。」

第2審では、次のように理由づけて該当すると判断しました。

「音楽教室事業者である控訴人らからみて、その生徒は、その人数に関わりなく、いずれも「不特定」の者に当たり、「公衆」になるというべきである。音楽教室事業者が教師を兼ねている場合や個人教室の場合においても、事業として音楽教室を運営している以上は、受講契約締結の状況は上記と異ならないから、やはり、生徒は「不特定」の者というべきである。」

「控訴人らの音楽教室におけるレッスンは、教師又は再生音源による演奏を行って生徒に課題曲を聞かせることと、これを聞いた生徒が課題曲の演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術等の教授を行うものであるから、教師又は再生音源による演奏が公衆である生徒に対し聞かせる目的で行われていることは、明らかである。」「同じく事業者を演奏の主体としつつも、他の同室者や客自らに聞かせる目的で歌唱がされるカラオケ店（ボックス）における歌唱等とは、この点において大きく異なる。」

最高裁判決ではこの点は判断の対象となっていません。

## 6. 今後

最高裁の判決が出ましたので、JASRACは著作権使用料について音楽教室側と再交渉することになります。使用料は予定していた受講料収入の2.5%から大幅に引き下げられることになるでしょう。